

# 芝樋ノ爪蹴球少年団 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本団は「芝樋ノ爪蹴球少年団」と称する。

### 第2条 (目的)

本団はサッカーを通じて団員の健全な心身の育成と技術向上を図り、地域社会への貢献を目的とする。

### 第3条 (活動内容)

本団は前条の目的達成のため、以下の活動を行う。

- サッカーの練習および試合
- 各種大会への参加
- 地域活動および交流活動
- その他必要な活動

## 第2章 団員・保護者

### 第4条 (入団)

入団は所定の申込書を提出し、保護者の同意を得た者とする。

### 第5条 (退団)

退団は所定の手続きをもって行う。

### 第6条 (保護者の位置付け)

団員の保護者は父母会員として本団の運営に協力するものとする。

### (ハラスメント防止)

### 第7条 (目的)

すべての団員が安心して活動できる環境を守ることを目的とする。

### 第8条 (禁止行為)

以下の行為を一切禁止する。

- 暴力 (体罰・威圧・暴言)
- パワーハラスメント
- セクシュアルハラスメント

- ④ 差別的言動
- ⑤ SNS 等での誹謗中傷

#### **第 9 条 (指導者の遵守事項)**

- ① 身体的罰則の禁止
- ② 人格を否定する指導の禁止
- ③ 過度な精神的圧力の禁止

#### **第 10 条 (保護者の遵守事項)**

- ① 指導者・他団員・他保護者への攻撃的言動の禁止
- ② 試合中の過度な指示・ヤジの禁止

#### **第 11 条 (相談窓口)**

相談は 団長または指定役員が対応する。

#### **第 12 条 (対応措置)**

違反が認められた場合は以下の措置を行う。

- ① 注意・指導
- ② 活動停止
- ③ 除名

---

#### **(保護者ルール)**

#### **第 13 条 (基本姿勢)**

- ① 子ども主体の活動であることを理解する
- ② 指導は指導者に一任する

#### **第 14 条 (応援マナー)**

- ① 審判へのクレーム禁止
- ② 相手チームへの敬意を持つ
- ③ 過度な指示出し禁止

#### **第 15 条 (連絡体制)**

- ① 連絡事項は指定ツール (LINE 等) で行う
- ② 無断欠席は禁止 (必ず事前連絡)

#### **第 16 条 (協力義務)**

試合・遠征時の協力をお願いする場合がある。

---

## **第 3 章 役員・指導部**

#### **第 17 条 (役員の設置)**

本団に以下の役員を置く。

会長、団長、副団長、総監督、監督、助監督、コーチ、父母会長、会計

## 第 18 条 (任期)

任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

## 第 19 条 (役員の仕事)

### ① 会長

団を代表し、団務を監理する。

### ② 団長

団の実務運営を統括し、総会・役員会を招集する。各組織間の調整を行う。運営の重要事項に対する最終承認権を持つ。

### ③ 副団長

団長を補佐し、団長に事故あるとき、または団長が欠けたときはその職務を代行する。また、団長から委任された特定の事業または会務を掌理する。

### ④ 総監督

長期的な指導方針の策定および指導部全体の管理を行う。

### ⑤ 監督

指導現場の責任者とする。

### ⑥ 助監督

監督を補佐し、監督に事故あるとき、または監督が欠けたときは、その職務を代行する。指導方針については監督と密に連携を図るものとする。

### ⑦ コーチ

監督の指示に従い団員の指導を行う。

### ⑧ 父母会長

父母会を統括し、団の運営に協力する。

### ⑨ 会計

会計業務を行う。

---

## 第 4 章 会議

### 第 20 条 (総会)

本団の最高意思決定機関とし、団長が招集する。

### 第 21 条 (役員会)

本団の運営に関する事項を審議する機関とし、会長または団長が招集する。

### 第 22 条 (役員会構成)

会長、団長、副団長、総監督、監督で構成する。

### 第 23 条 (指導部会)

指導内容の決定機関とし、監督が招集する。

### 第 24 条 (指導部会構成)

会長、団長、副団長、総監督、監督、助監督、コーチで構成する。

#### **第 25 条（参加者）**

前条は必要に応じて以下の参加を認める。

- ① 専門指導員
  - ② 団長が認めた者
- 

## **第 5 章 会計**

#### **第 26 条（収入）**

本団の収入は以下とする。

- ① 入会金
- ② 登録費
- ③ 会費
- ④ 管理費
- ⑤ 助成金
- ⑥ 寄付金
- ⑦ その他

#### **第 27 条（会費決定）**

金額は年度始めの総会で決定する。

#### **第 28 条（会計年度）**

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

---

## **第 6 章 関連組織**

#### **第 29 条（関連組織）**

以下の組織を有する。

- ① 父母会
- ② 指導部 OB 会
- ③ OB 会
- ④ 後援会
- ⑤ 賛助会

#### **第 30 条（父母会）**

入団と同時に保護者は父母会員となる。

#### **第 31 条（構成）**

父母会は学年ごとに構成された学年会で構成する。

#### **第 32 条（運営）**

父母会費により運営し、総会で決定する。

#### **第 33 条 (指導部 OB 会)**

OB 指導者により構成する。

#### **第 34 条 (OB 会)**

卒団生により構成する。

#### **第 35 条 (後援会)**

卒団生の保護者により構成する。

#### **第 36 条 (賛助会)**

趣旨に賛同する個人・団体で構成する。

---

## **第 7 章 雑則**

#### **第 37 条 (登録・所属)**

本団は以下に登録・所属する。

- ・日本サッカー協会
- ・埼玉県サッカー協会
- ・川口市少年サッカー連盟
- ・川口市社会教育認定団体
- ・地域レクリエーション協会

#### **第 38 条 (責任範囲)**

活動中の事故についてはスポーツ傷害保険の範囲内とし、それ以上の責任は負わない。

#### **第 39 条 (施行)**

本会則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。